

広島県告示第十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県三原市本郷町南方及び竹原市新庄町椋原地内			
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	土砂災害特別警戒区域
	南方（二〇一九二―七七） 日名内下川（五〇一四隣。）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	土石流		次の図のとおり	
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
	南方（二〇一九二―七七） 日名内下川（五〇一四隣。）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	土石流		次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当、広島県西部建設事務所東広島支所及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。